

第1章 計画策定の趣旨

1-1 はじめに

音更町（以下「本町」といいます。）では、平成26年に「音更町ごみ処理基本計画」（以下「現計画」といいます。）を策定し、令和10年度を目標年次とする今後15年間におけるごみ処理の基本方針を定めました。現計画に基づき、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

国は、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用、適正処理を推進することによって、天然資源の消費抑制及び環境負荷低減を目指す循環型社会の構築を目指しています。

平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」の整備・改正を行ってきました。

また、持続可能な開発目標いわゆるSDGsの17の目標のすべては、大なり小なり環境に関連しており、国としてもアジェンダ（課題項目）の実施に向け気候変動、持続可能な消費と生産等の分野などにおいて様々な施策を展開することとしております。

そのような背景のもと、国は平成30年6月に「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環の質にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組を重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「2Rビジネスの促進」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」、「廃棄物エネルギーの徹底活用」、さらに海洋ごみ問題に対応するため「プラスチック資源循環戦略」等の政策を示しています。

さらに、廃棄物処理施設整備においても、東日本大震災や近年の豪雨災害を受け、災害廃棄物対策等の社会問題を踏まえ、「廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進」、「廃棄物バイオマスの利活用」、「地域住民に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」、「災害対策強化」等を推進しています。

北海道は、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、平成22年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和2年3月には、計画に基づく指標の達成状況や社会情勢の変化を踏まえ、「第2次北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この基本計画の廃棄物の処理に関する個別計画として位置づけた基本計画「第5次北海道廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定し、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進することとしています。

このような廃棄物処理に関わる情勢の変化を踏まえ、ごみ処理基本計画（以下「本計画」といいます。）の中間見直しを行います。

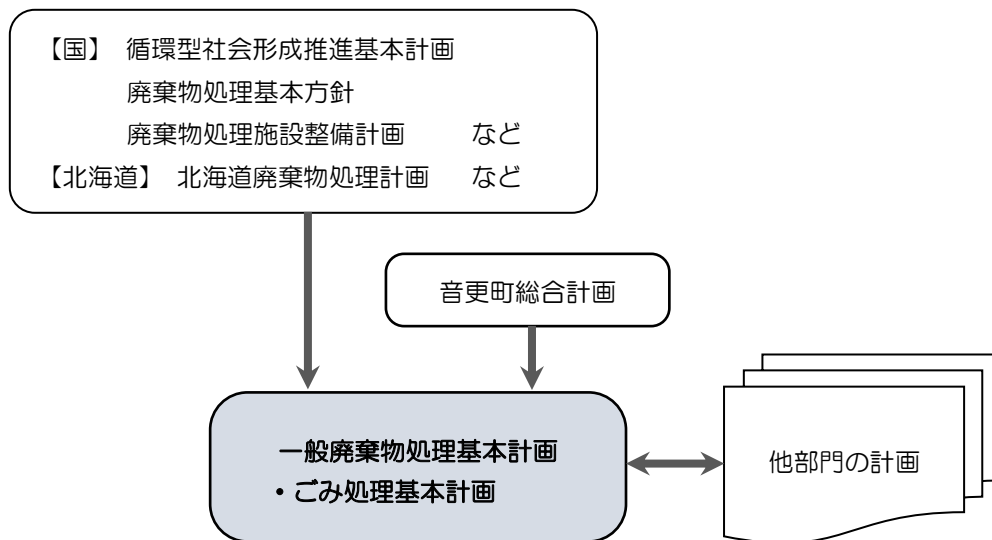
今回の見直しは、国や北海道の動向に対応するとともに、上位計画との整合を図り、本町の社会環境変化を踏まえつつ、現在のごみ処理システムの評価と処理の課題を把握し、「循環型社会」の構築に向けた今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするためのものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

本計画は、15年の長期的視点に立った本町のごみ処理基本方針を定め、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等に関する基本的事項を定めるものです。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられており、本計画は本町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された音更町総合計画を踏まえて策定します。



基本方針		ごみ処理の基本方針
目標年次		計画策定時より15年程度
一般廃棄物の排出状況		一般廃棄物の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体		目標年次における一般廃棄物の種類別・処理の区別に明らかにする
処理計画	ごみ処理基本計画	①排出抑制・再資源化計画 ②収集・運搬計画 ③中間処理計画 ④最終処分計画 ⑤その他

図1-2-1 本計画の位置づけとごみ処理基本計画の内容

1-3 計画策定期間

現計画の計画期間は平成26年度から令和10年度までの15年間としています。

本計画では現計画で設定した計画目標などについての達成度や、各々の取組みの進捗状況を踏まえて中間見直しを行うものであり、計画期間は現計画のとおり令和10年度とします。

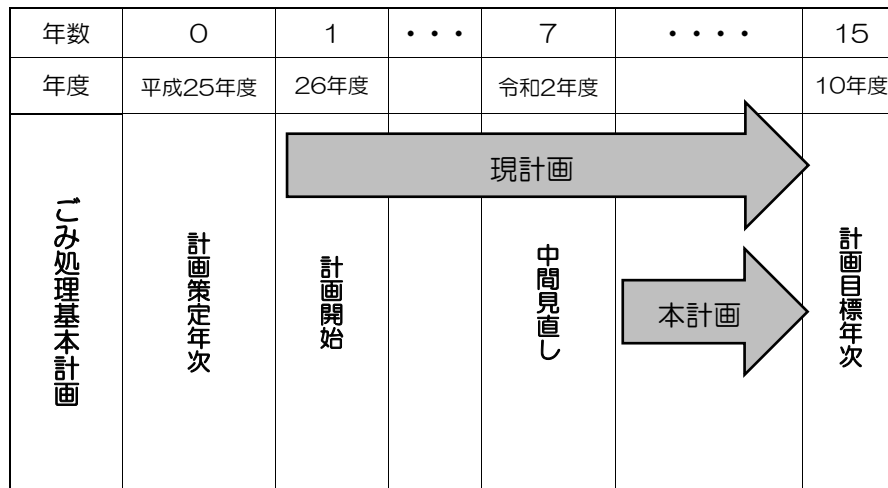


図1-3-1 計画の策定期間

1-4 計画地域

計画地域は、本町全域を対象とします。

1-5 広域処理の経緯と現状

ごみの中間処理及び最終処分は、十勝圏複合事務組合で行っています。

十勝圏複合事務組合は、昭和59年4月に、し尿処理事務、伝染病隔離病舎事務、ごみ処理事務、下水道事務の4つの一部事務組合を統合した、帯広市ほか7町村複合事務組合の設立から始まっており、その後事務事業の統廃合や構成市町村増減の変遷を経て現在に至っています。

令和2年度現在、ごみ処理事務の構成市町村は、帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町の1市10町2村となっており、今後さらなる構成市町村の増加が見込まれております。

中間処理については、平成8年度から供用開始しているくりりんセンターで、可燃ごみの焼却処理と不燃・大型ごみの破砕選別処理を行っています。現在、現施設の老朽化に伴い、令和9年度に新中間処理施設を整備する方向で、検討を進めております。

最終処分については、平成23年度から池田町美加登の一般廃棄物最終処分場で、焼却灰や不燃物を埋立処分しています。

資源ごみについては、平成15年度から供用開始している十勝リサイクルプラザ（株式会社ウイंकリン）に選別・圧縮・梱包・保管等の資源化処理を委託しています。